

医療機能情報提供制度（G-MISに関することも含む）によくあるお問合せについて

2026/1/16

項番	問い合わせ内容	対応方法
1	報告義務はありますか。	医療法第6条の3により、病院、診療所、又は助産所の管理者に報告義務があります。
2	報告しない場合は、罰則はありますか。	医療法第29条により、報告義務のある病院又は診療所の管理者が報告をせず、又は虚偽の報告をした場合であって、京都府からの報告命令若しくは報告内容の是正命令に従わない場合は、開設の許可を取消し、又はその開設者に対し、期間を定めて閉鎖を命じる可能性があります。
3	報告する趣旨・目的は何ですか。	住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的として制度施行されています。
4	G-MISのアカウント（ユーザ名・ID）がわかりません。	G-MIS事務局（050-3355-8230・helpdesk@gmis.mhlw.go.jp）あてにご連絡ください。
5	G-MISのアカウントが発行されているかはどうすれば確認できますか。	G-MIS事務局（050-3355-8230・helpdesk@gmis.mhlw.go.jp）あてにご連絡ください。
6	G-MISのアカウント（ユーザ名・ID）の申請方法を教えてほしい。	以下の申請フォームから申請をお願いします。アカウント発行までに約1箇月を要する と厚生労働省から聞いておりますので、お時間に余裕をもって申請をお願いします。 < G-MIS 新規ユーザ登録申請 > G-MIS 新規ユーザー登録申請フォーム <a href="https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form">https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form</a>
7	G-MISのパスワードがわかりません。	パスワードは病院等で設定いただいているものですので、京都府では把握しておりません。パスワードをお忘れの場合は、G-MISログイン画面から再設定の手続きをお願いします。

8	G-MISのパスワードの再設定の手続をしましたが、認証メールが届きません。	<p>以下をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・G-MISに登録しているメールアドレスが使用可能か</li> <li>・申請に使用したメールアドレスが間違っていないか</li> <li>・お使いのメールソフトの受信ボックスの容量が上限に達していないか</li> <li>・お使いのメールソフトの迷惑メールフォルダに入っていないか</li> <li>・お使いのメールプロバイダで受信可能なドメインに制限をしていないか</li> </ul> <p>※認証メールの送信元メールアドレスは &lt;info@g-mis.net&gt;です。</p>
9	「報告する権限がありません。」と表示され、報告できません。	<p>G-MISアカウントに報告権限を付与する手続を行なう必要があります。</p> <p>報告権限を付与する手続として、以下申請フォームからG-MIS新規ユーザ登録申請をお願いいたします。</p> <p>なお、厚生労働省に確認したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告権限が付与されるまで約1箇月を要する。</li> <li>・報告権限が付与された場合でも都道府県又は病院等には特に連絡を行わない</li> </ul> <p>と回答を得ておりますので、申請日から約1箇月後にG-MISで入力ができるることを確認の上、報告していただきますようお願いいたします。</p> <p>(IDとパスはそのままお使いいただけます)</p> <p>また、インターネットによる報告が難しい場合には、京都府健康福祉部医療課 (075-414-4748) にご連絡ください。</p> <p>&lt;G-MIS新規ユーザ登録申請&gt; G-MIS新規ユーザー登録申請フォーム <a href="https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form">https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form</a></p>

10	インターネットが使用できませんが、どのように報告すればよいですか。	<p>報告用紙を紙で印刷し送付させていただきますので、京都府健康福祉部医療課（075-414-4748）までご連絡ください。</p> <p>なお、紙でのご報告であってもG-MISのアカウントは作成していただく必要がございますので、アカウントを作成されていない場合は以下、申請フォームからご申請ください。</p> <p>&lt; G - M I S 新規ユーザ登録申請 &gt;</p> <p>G - M I S 新規ユーザー登録申請フォーム</p> <p><a href="https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form">https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form</a></p>
----	-----------------------------------	---